

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成十八年政令第十三号）</p> <p>（税率）</p> <p>第二条 特定貨物に課する相殺関税の税率は、<u>九・一パーセント</u>とする。</p>	<p>ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成十八年政令第十三号）</p> <p>（税率）</p> <p>第二条 特定貨物に課する相殺関税の税率は、<u>二十七・二パーセント</u>とする。</p>